

福井県立勝山高等学校同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、福井県立勝山高等学校同窓会（略称＝勝高同窓会）と称する。
- 第2条 本会は、事務局を福井県勝山市片瀬町1－402 勝山市市民交流センターに置く。
- 第3条 本会は、会員の親睦を図り母校の興隆、発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 本会会員の名簿の整備ならびに同窓会報の発行
 - (2) 第3条の目的達成に必要な事業
 - (3) その他総会で認めた事業

第 2 章 組 織 及 び 会 員 ・ 役 員

- 第5条 本会は、正会員と特別会員によって構成する。
- (1) 正会員は、次のとおりとする。
 - ① 福井県立勝山高等学校卒業生
 - ② 勝山町立実科高等女学校卒業生
 - ③ 勝山町立高等女学校卒業生
 - (2) 特別会員は、次のとおりとする。
 - ① 福井県立勝山高等学校現任職員及び在職した者
 - ② 勝山町立実科高等女学校に在職した者
 - ③ 勝山町立高等女学校に在職した者
- 第6条 本会に、役員、理事、クラス委員、顧問を置く。
- 第7条 前条の役員により役員会を構成する。
- 2 役員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名
 - (3) 幹事2名
 - (4) 常任理事10名以内
 - (5) 会計1名
 - (6) 会計監査2名
 - (7) 顧問
- 第8条 役員は、次のように選出する。
- (1) 会長、副会長、会計及び会計監査は、役員会において選出・推薦し、総会において承認する。
 - (2) 幹事は、勝山高等学校職員の中から会長が委嘱する。
 - (3) 常任理事は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会または役員会を招集し議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

(3) 幹事は、会務を処理する。

第10条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 顧問は、次のとおりとする。

(1) 現職校長

(2) 本会に功労があり、総会の議決をうけて会長が委嘱した者

第3章 クラス委員及び理事

第12条 クラス委員は、会員よりクラスごとに2名選出する。任期については役員に準ずる。

第13条 クラス委員は、クラスを代表し学年理事の選任及び役員よりの依頼事項を行う。

第14条 理事として学年理事、支部代表理事、推薦理事を置く。任期については役員に準ずる。

2 学年理事は、クラス委員の中から1学年に2名（原則として男女各1名）を選出する。

3 支部代表理事は、支部の会長または副会長もしくは支部により選出された者1名を理事とする。

4 推薦理事は、会長が会員の中から委嘱する。

第4章 会議

第15条 総会は、原則として毎年8月に開き、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画及び予算

(3) 会長、副会長、会計及び会計監査の承認

(4) 規約の改廃

(5) その他必要な事項

第16条 役員会は、必要の都度開き、次の会務を処理する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 事業計画および予算

(3) 本会規約第4条に規定する事業

(4) 会長、副会長、会計及び会計監査の選出並びに推薦

(5) 規約の改廃

(6) その他必要な事項

第5章 会計

第17条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年5,000円とし卒業時に納める。

第18条 本会の会計年度は、7月1日に始まり翌年の6月30日をもって終わる。

第19条 本会の会計監査は、第4条に規定する会計監査がこれに当たる。

第 6 章 支 部

- 第 20 条 本会に、役員会の決議を経て、必要の地に支部を置くことができる。
その運営は支部規約に基づいて行い、規約に定めがない場合は本部規約を準用する。

第 7 章 そ の 他

- 第 21 条 同窓会名簿は毎年整備する。
第 22 条 会報は、原則として毎年 1 回に発行する。

附 則

1. 昭和 35 年 2 月に制定
昭和 48 年 8 月 15 日に改定
昭和 52 年 8 月 15 日に改定
平成 19 年 8 月 15 日に改定（名簿配布の中止）
平成 22 年 8 月 15 日に改定し、第 2 条は平成 21 年 12 月 1 日に遡って適用する。
（規約名、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 4 章、第 15 条、第 16 条）
平成 24 年 8 月 12 日に改定（第 7 条）
平成 25 年 8 月 11 日に改定（第 2 条、第 15 条、第 24 条）
2. 総会の担当は、各学年理事、各クラス委員を中心に当番制度で行う。
3. 第 18 条の規定にかかわらず、役員任期は、総会の日翌日から翌年の総会の日までを 1 年とする。
4. 新役員については、第 10 条の規定にかかわらず 2 期（4 年間）通期で任にあたるものとする。